

京都市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月10日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第2号

京都市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会会議規則の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(インターネット等を利用した方法による参加)

第4条の2 前条第2項の規定により届け出ようとし、又は届け出た委員は、会議の開会までに申し出ることにより、インターネット等を利用した方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら同時に通話することができる方法をいう。以下同じ。）によって会議に参加することができる。

2 前項のインターネット等を利用した方法によって会議に参加した委員は、当該会議に出席したものとみなす。ただし、会議の途中でインターネット等を利用することができなくなった場合その他会議に継続して参加することができなかつた場合の取扱いについては、その都度教育長が定める。

第9条第2項を次のように改める。

採決の際、出席委員（第4条の2第2項本文の規定により会議に出席したものとみなされる委員を含む。以下同じ。）は、採決に加わらなければならない。ただし、インターネット等の事情により可否を示すことができない委員にあつては、この限りではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)